

阿久比町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とし、その交付に関しては、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅

次の要件をすべて満たすものをいう。

ア 阿久比町内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限る。）であること。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除くものとする。

イ 店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものであること。

ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

エ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 阿久比町が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(3) 判定値

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震改修工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事等(別表1に定めるものに限る。)を含む改修工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者であること。
- (2) 町における税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当する耐震改修工事とする。ただし、阿久比町耐震シェルター設置費補助金又はその他の補助制度に基づく補助金を受けていないこと。

- (1) 第2条第2号ア又はイに規定する木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、工事後の判定値を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。ただし、判定値が1.0未満の階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3を加算した数値以上とする工事に限る。
- (2) 第2条第2号イに規定する木造住宅耐震診断の結果、得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、工事後の判定値を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。ただし、前号ただし書に相当する工事に限る。

(補助金の額)

第5条 1戸当たり(長屋建て又は共同住宅の場合は1棟当たり)の補助金の額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事に着手する前に、民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(様式第1)に、次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2条第2号によるものに限る。）
- (2) 案内図及び耐震改修工事の内容を表した図面（平面図、補強計画図その他補強方法を示す図書）
- (3) 耐震改修工事後の当該建物の木造住宅耐震診断の総合評価のわかるもの（建築士の記名のあるもの）
- (4) 耐震改修工事費の見積書（別表1に定める耐震改修工事、改修設計を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるもの）
- (5) 家屋（補充）課税台帳登録証明書等（当該建物が旧基準木造住宅であることを確認できるもの）
- (6) 町における税の滞納がないことを証明するもの
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項第6号に規定する町における税の滞納がないことを証明するものについては、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（様式第2）をもってこれに代えることができるものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第8条 前条による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の通知書を受けた後に次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書（様式第4）を町長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事施工箇所及び施工方法の変更を行うとき。（軽微なものは除く。）
- (2) 補助金の対象経費に変更が生じ、前条の通知書に掲げる交付決定額に

変更の必要が生じたとき。

2 町長は、前項の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書（様式第5）により交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 交付決定者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、第10条に定める完了実績報告書を提出するまでに、民間木造住宅耐震改修工事中止届（様式第6）を町長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第10条 交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、民間木造住宅耐震改修工事了実績報告書（様式第7）に、次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

（1） 工事請負契約書等の写し

（2） 耐震改修工事費の請求書及び領収書の写し（別表1に定める耐震改修工事、改修設計それぞれに要する費用がわかるもので、施工業者又は建築士の発行したもの）

（3） 工事着手前、工事施工状況、工事完了後及び使用材料の写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）

（4） 改修工事が適正に施工されたことを証する書面（建築士の記名のあるもの）

（5） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による完了実績報告書を受領し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅耐震改修費補助金確定通知書（様式第8）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条による確定通知書を受けた者は、前条の規定による通知書を受けた日から起算して10日以内に民間木造住宅耐震改修費補助金支払請求

書（様式第9）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、第7条及び第11条の規定による通知書を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請その他の不正の行為により、補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（3）第10条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。

（4）その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の保管）

第14条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年4月1日施行の阿久比町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に既になされた交付申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行日前に既になされた交付申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条については、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に既になされた交付申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。

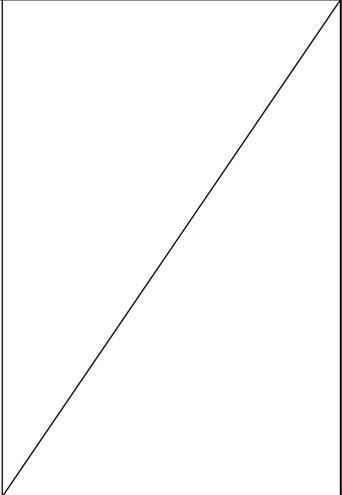
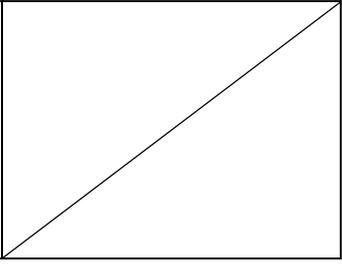
附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

改 修 工 事 等

	耐震改修工事	改修設計
調査	耐震精密診断	地盤調査
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理
総合判定において必要耐力 (Q_r) を低減させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤改良工事 ・ 屋根工事 ・ 木造躯体工事 (屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事 (建築設備等を含む。) ・ 撤去部分の復旧工事 	
総合判定において建物の強さ (P) の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造躯体工事 ・ 基礎工事 (土工事を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事 (建築設備等を含む。) ・ 撤去部分の復旧工事 (造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事) 	

<p>総合判定において劣化度（D）の評価を向上させることを目的とした工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造躯体工事 （劣化部材の取替え） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事） 	
<p>その他の改修工事</p>	<p>上記のほか、耐震性能を向上させるものとして町長が認める工事</p>	

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	阿久比町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱 第 4 条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する 助成額	次に掲げる額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (1) 耐震改修工事費及び改修設計費を合計した額で、115万円を限度とする。ただし、耐震改修工事費の8割を超えない額を限度とする。 (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の交付金額	助成額から、(2)の額を差し引いた額